

一般社団法人函館市身体障害者福祉団体連合会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人函館市身体障害者福祉団体連合会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道函館市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、身体障害者が、心身ともに健やかに育成され、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加するために必要な支援を行い、身体障害者の自立と社会参加の促進に寄与し、その生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、函館市において、次の事業を行う。

- (1) 身体障害者の社会参加の促進に関する事業
- (2) 身体障害者の教養及び文化の向上に関する事業
- (3) 身体障害者のスポーツの振興及び健康増進に関する事業
- (4) 身体障害者の総合相談に関する事業
- (5) 身体障害者ディサービスに関する事業
- (6) 点訳奉仕員等の養成に関する事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員及び代議員

(会員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した身体障害者
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(3) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者であつて、総会において推薦された者

(代議員)

第6条 この法人は、概ね正会員25名の中から1名の割合で選出される代議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とする（端数の取扱については理事会において別に定める。）。

2 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。

3 代議員は正会員の中から選ばれることを要し、正会員は前項の代議員選挙に立候補することができる。

4 第2項の代議員選挙において、正会員は、他の正会員と等しく代議員を選出する権利を有し、理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

5 第2項の代議員選挙は、2年に1度、4月に実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条及び第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。（この場合において、その選任の2年後に実施される代議員選挙が終了したときは、当該代議員は、総会において、理事及び監事の選任及び解任並びに定款の変更についての議決権を有しないこととする。）

6 代議員が欠けたとき又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて、補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

7 補欠の代議員の選挙をする場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の代議員である旨

(2) 当該候補者を1名又は2名以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名

(3) 同一の代議員（2名以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2名以上の代議員）につき2名以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

8 第6項の補欠の代議員の選任が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第5項の代議員選挙終了の時までとする。

9 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員と同様にこの法人に対して行使することができる。

- (1) 法人法第 14 条第 2 項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第 32 条第 2 項の権利（社員名簿（代議員名簿）の閲覧等）
- (3) 法人法第 57 条第 4 項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (4) 法人法第 50 条第 6 項の権利（代理権証明書面等の閲覧等）
- (5) 法人法第 51 条第 4 項及び第 52 条第 5 項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
- (6) 法人法第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第 229 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）

10 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

（会員の資格の取得）

第 7 条 この法人の正会員又は賛助会員になろうとする個人又は団体は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

2 名誉会員として推薦された者は、前項の手続きを要せず、本人の承諾をもって名誉会員となるものとする。

（入会金及び会費）

第 8 条 会員になった時及び毎年、正会員及び賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（任意退会）

第 9 条 会員は、理事会において別に定める退会届をこの法人に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第 10 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員の資格喪失）

第 11 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資

格を喪失する。

- (1) すべての正会員が同意したとき。
- (2) 死亡し、又は解散したとき。
- (3) 第 8 条の納入義務を 2 年以上履行しなかったとき。

2 代議員は、前 2 条又は前項の規定により正会員の資格を喪失したときは、同時に代議員としての地位を失う。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 前 3 条の場合において、会員がこの法人に抛出した会費その他の金品は、返還しない。

第 4 章 総会

(構成)

第 13 条 総会は、すべての代議員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 14 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 常勤の理事及び監事に対する報酬等の額及び支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 15 条 総会は、定時総会として毎年 5 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 16 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総代議員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、総会の目

的である事項及び招集の理由を記載した書面により、総会の招集を請求することができる。

3 前項の請求があったときは、会長は、当該請求があった日から15日以内に、次項の通知を発しなければならない。

4 総会を招集するには、会長は、総会の日時及び場所その法令で定められた事項を記載した書面をもって、総会の日1週間（第20条第1項に規定する書面による議決権の行使をすることができる場合にあつては、2週間）前までに、代議員に対してその通知を発しなければならない。

（議長）

第17条 総会の議長は、当該総会において出席した代議員の中から選出する。

（議決権）

第18条 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

（決議）

第19条 総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であつて、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（代理人又は書面による議決権行使）

第20条 代議員は、法令で定めるところにより、代理人又は書面によって、総会における議決権の行使をすることができる。

2 前項の代理人は、代議員でなければならない。

3 第1項の代理人又は書面によって議決権を行使した代議員の数及びその議決権の数は、それぞれ出席した代議員の数及びその議決権の数に算入する。

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該総会の議長及び当該総会において選任された議事録署名人 2 名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員

(設置)

第 22 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 12 名以上 16 名以内

(2) 監事 3 名以内

2 理事のうち 1 名を会長、2 名を副会長とするほか、必要に応じ 1 名を常務理事とすることができる。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(選任)

第 23 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

3 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

4 常務理事は事務局長でなければならない。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、監事は、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

4 前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、監事は、会長に対し、理事会の招集の請求をすることができる。

(任期)

第 26 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第 27 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 28 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会において別に定めるところによる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 31 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長以外の理事は、会長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集の請求をすることができる。
- 3 第 25 条第 4 項又は前項の請求があったときは、会長は、遅滞なく、理事会を招集しなければならない。
- 4 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 5 理事会を招集する者は、理事会の日時及び場所を記載した書面をもって、理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

- 第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 会計

(事業年度)

第 35 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 36 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 37 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号及び第 3 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び社員名簿（代議員名簿）を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第 38 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 39 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 40 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第 41 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 顧問及び事務局

(顧問)

第43条 この法人に、任意の機関として3名以内の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の決議に基づき、任期を定めて会長が委嘱する。
- 3 顧問は、法人の運営について会長の諮問に応じる。
- 4 顧問は、無報酬とする。
- 5 顧問には、総会の定めるところにより、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

(事務局)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 前項の事務局長及び職員は、会長が任免する。ただし、事務局長については、理事会の承認を経るものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代議員は、前項の一般法人の設立の登記の日の前日までに、第6条で規定する方法により行う代議員選挙において、最初の代議員として選出された者とする。
- 3 この法人の最初の会長は、佐藤秀臣とする。

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 35 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。